

# 令和2年度 補助事業要望調査票(福祉タクシー関係)

令和2年度の車両・機器等導入にかかる補助事業について、各事業者の皆さまのご要望を調査します。

毎年度、早期の内示、交付決定を希望するご意見を多数いただくため、今回調査時期を前倒すこととしました。よって、現時点(令和元年度)の補助金交付要綱、実施要領、運用方針に基づき、調査を実施します。補助金交付要綱等が正式に策定された際、ご要望に沿わない結果になることもあり得ます。さらに、当省の進める政策の主旨をご理解の上、積極的に取り組まれる事業者を優先的に支援させていただきたいと考えています。その点ご了承の上、ご回答ください。

ご要望は、各地方運輸局運輸支局の管轄区域毎に調査票にまとめ、当該運輸支局の輸送担当あてに提出してください。

会社名

ご担当者名

※グループ内で同一法人名がある場合は、カッコ書き等で法人を区別できるよう記載願います。

(TEL)

ご連絡先 (FAX)

(E-mail アドレス)

## 1. 令和2年度の要望台数及び要望額について

### ① 福祉タクシーについて

整理記号	要望台数	要望台数	補助対象経費(税抜)	国庫補助要望額	導入予定時期
H-1	福祉タクシー(リフト付)の導入	台	万円	(要望台数×80万円) 万円	令和 年 月 日
H-2	福祉タクシー(上記以外)の導入	台	万円	(要望台数×60万円) 万円	令和 年 月 日

「補助対象経費」には補助対象車両価格(オプション抜き)+車載機器価格×台数、又は改造費+車載機器価格×台数を記載してください。

※1 福祉タクシーの導入にかかる補助対象経費は、車両本体(オプション除く)及び車載機器類の価格、改造費になります。

※2 補助対象となる車載機器類は以下の通りです。

- a. 車いす等固定装置 b. 車いす用シートベルト c. 手すり d. 点滴等フック固定装置 e. 車いす用ヘッドレスト  
f. a.~e.の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの。

○車両の導入状況 (以下に数値を記載してください。)

・タクシー車両の総保有台数 ( )台 ・福祉タクシー車両の総保有台数 ( )台 ※UDタクシー車両除く

・現在までに国庫補助を活用して導入した福祉タクシー車両の台数 ( )台 ※UDタクシー車両除く

### ② 福祉タクシーの共同配車センターの整備について

整理記号	事業概要	補助対象経費(税抜)	国庫補助要望額 (対象経費/3)	導入予定時期
H-3		万円	万円	令和 年 月 日

事業の具体的内容を以下に記入の上、見積書(なければ価格を検証できるもの)を添付してください。

※1 福祉タクシーの共同配車センター(資本系列の異なる複数のタクシー事業者で設置する福祉タクシー車両を共同配車するための共同配車センター)の整備にかかる補助対象経費は、通信設備整備費、車載機器整備費、コーディネーター養成費になります。

※2 事業の具体的内容が不明で、経費内訳のわかる資料が添付されない場合、内示できない場合があります。

※3 補助対象となる通信設備整備費は以下の通信設備の購入に要する費用になります。ただし、携帯電話を含む電話等の通常の通信機器及び福祉タクシー車両以外の配車に使用する通信設備は、補助対象外になります。

- a. 無線用アンテナ b. 無線機 c. データ専用受信機 d. CTI/GISサーバー e. 通信制御装置 f. 中央処理装置  
g. 地図画面表示装置 h. 関連装置

※4 共同配車センターで配車する福祉タクシー車両に搭載する共同配車のための情報の送受信に必要な以下の機器の購入に要する費用は補助対象になります。

- a. GPSアンテナ、GPS受信機 b. 操作機 c. 信号処理装置 d. 無線用アンテナ、無線機 e. スピーカー、マイク  
f. ナビゲーション又はモニター装置 g. 文字表示装置 h. 携帯端末によるパケット送受信機(携帯電話のみの機能を有するものを除く。)

※5 コーディネーター養成費は、共同配車センターにおいて配車業務に従事する者が、資格の取得又は研修の受講を行う場合に必要となる以下の費用を補助対象経費とします。(受講に必要な交通費を除きます。)

- a. 訪問介護員養成研修(2級課程) b. 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修  
c. 上記の他これらに準ずるものとして大臣が認める研修